

厚真町商工事業者燃料価格高騰支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格の高騰により経営環境に多大な影響を受けている町内商工事業者に対し、支援金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) あつまるカード 株式会社あつまスタンプ会が発行する厚真町内限定で使用できる電子マネー機能付きのICカードをいう。
- (2) 電子マネー あつまるカードに入金することができる電子マネーをいう。
- (3) 特定事業者 株式会社あつまスタンプ会に対し、支払われた電子マネーの換金を申し出ることができる事業者として登録された事業者をいう。
- (4) 指定事業者 株式会社あつまスタンプ会を指し、電子マネーの入金作業及び特定事業者から換金の申し出のあった電子マネーを換金する事業者をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定める中小企業者とする。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者のうち、令和4年10月1日時点で個人事業者にあつては町内に住所を有している者又は法人にあつては町内に事業所等を有している者であり、今後も継続して町内で事業活動を行う意思を有すること。
- (2) 町長が必要と判断したとき場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援金の支給対象としない。

- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (2) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員
- (3) その他町長が適当でないとする者
（対象経費）

第4条 支援金の支給対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、各事業者が負担する水道光熱費について、令和3年から令和4年にかけて高騰した金額とし、次の各号に掲げるいずれかの方法で算出した金額とする。

- (1) 令和3年1月から12月までに発生した水道光熱費と令和4年1月から12月までに発生した水道光熱費の差額を高騰分とする。
- (2) 確定申告（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに決算を迎えるもの）に用いた決算書に記載のある水道光熱費の20%の額を高騰分とみなす。

2 令和3年1月1日から令和4年9月30日までに創業を開始した事業者であり、第1項に規定する方法で対象経費を算出することができない場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法で算出した金額とする。

- (1) 令和4年1月から12月までに発生した水道光熱費の16.7%の額を高騰分とみなす。
- (2) 確定申告（令和4年4月1日から令和4年12月31日までに決算を迎えるもの）に用いた決算書に記載のある水道光熱費の16.7%の額を高騰分とみなす。

（支援金の額）

第5条 前条で算出した金額の2分の1以内の額とし、1事業者当たり上限を150,000円、下限を25,000円とする。

2 支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（支給申請）

第6条 支給対象者は、厚真町商工事業者燃料価格高騰支援金支給申請書（様

式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月20日までに町長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の算出根拠となる書類

ア 第4条第1項第1号による算定の場合 令和3年及び令和4年確定申告に用いた決算書(ただし決算期が12月とする事業者に限る)の写し又は令和3年1月から令和4年12月までに発生した水道光熱費がわかる領収書等の写し

イ 第4条第1項第2号による算定の場合 確定申告(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに決算を迎えるもの)に用いた決算書の写し

ウ 第4条第2項第1号による算定の場合 令和4年1月から12月までに発生した水道光熱費がわかる領収書等の写し

エ 第4条第2項第2号による算定の場合 確定申告(令和4年4月1日から令和4年12月31日までに決算を迎えるもの)に用いた決算書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(支給決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査した上で支給の可否を決定し、審査通知書(様式第2号)にて通知するものとする。

(支援金の支給)

第8条 町長は、前条の通知を受けた支給対象者に対して、支援金を支給する。

2 支援金の支給方法は、指定事業者が支給対象者の名義で作成されたあつまるカードに電子マネーを入金し支給するものとする。

3 前項に規定する支給の期限は、令和5年3月31日までとする。

(電子マネーの有効期限)

第9条 本要綱に基づき支給する電子マネーの有効期間は、支給された日から6カ月間とする。

(支援金支給事務等の委託)

第10条 町長は、本要綱に基づき実施する支援金の支給及び特定事業者に対する換金に関する事務については、指定事業者に委託することができる。

(支給決定の取り消し)

第11条 町長は、支援金の支給決定を受けた者(以下「支援事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を、支給決定取消通知書(様式第3号)により取り消しを通知することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、支援金の支給決定を受けたとき

(2) その他町長が不相当と認めたとき

(支援金の返還)

第12条 町長は、前条に基づき支給決定が取り消しとなったとき、支給した支援金(電子マネー)の全部の返還を請求するものとする。

2 前項に基づく返還の請求があった時点において、既に支給した支援金(電子マネー)を使用済みの場合は、相当額を請求するものとする。

3 第1項の規定による返還請求は厚真町商工事業者燃料価格高騰支援金返還請求書(様式第4号)により行うものとする。

(関係帳簿の整備等)

第13条 支援事業者は、支援金の支給申請に係る帳簿及び証拠書類等を整理しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。